

『一発合格！マンガで攻略！FP技能士2級AFP20-21年版』
お詫びと訂正

本書で記載されている内容に誤りがありました。

「**教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額**」および「**危険負担**」「**瑕疵担保責任**」
についての民法改正（2020年4月1日施行）が反映されておりました。
読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、下記の
通り訂正させていただきます。

【法改正内容】

<ライフプランニングと資金計画>

●教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額（令和2年（2020年）度～）

改正前	改正後
海外留学資金の場合は450万円以内	自宅外の通学、修業年限5年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学のいずれかの資金の場合は450万円以内

<不動産>

●危険負担（令和2年（2020年）4月1日～）

改正前	改正後
引渡し前に、その建物等が、滅失等した場合には買主が危険を負担する。つまり、買主は売買代金を支払わなければならない。	引渡し前に、その建物等が、滅失等した場合には、買主は特約がなくても 売買代金の支払いを拒むことができる。

●瑕疵担保責任（令和2年（2020年）4月1日～）

改正前	改正後
瑕疵担保責任 引き渡された目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は売主に対し、損害賠償の請求または契約の解除ができる。 買主は瑕疵を知ってから1年以内の権利行使が必要。	契約不適合責任 引き渡された目的物が契約の内容に適合していない場合、買主は売主に対して、履行の追完の請求、損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求ができる。 買主は、契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知が必要。

【訂正内容】

●79 ページ

教育一般貸付（国の教育ローン）の融資限度額

誤) 「※海外留学資金～場合は 450 万円以内」

正) 「※**自宅外の通学、修業年限 5 年以上の大学（昼間部）、大学院、海外留学のいずれかの資金**の場合は 450 万円以内」

●316～319 ページ、320 ページ

＜危険負担の記述の訂正＞

不動産の売買において、引渡し前に、その建物等が、滅失等した場合には、買主は特約がなくても売買代金の支払いを拒むことができます。

＜瑕疵担保責任から契約不適合責任に変更・記述の訂正＞

売買において、引き渡された目的物が契約の内容に適合していない場合、買主は売主に対して、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求をすることができます。

なお、買主は、契約に適合しないことを知ってから 1 年以内にその旨の通知が必要です。

●320 ページ下から 3 行目

誤) 「売買契約については、瑕疵担保責任につき買主が～」

正) 「売買契約については、**担保責任**につき買主が～」

●389 ページ 6-4 の見出しと本文 2 行目以降

誤) ④遺留分の減殺と遺留分減殺請求権の消滅

正) ④**遺留分侵害額の請求権**

誤) ～をもつ相続人（遺留分権者）は、遺留分減殺請求権により、遺留分の限度に達するまで、遺贈などを減殺して取り戻すことができます。～および減殺すべき贈与、遺贈があったことを知ったとき～する前に遺留分減殺請求権を行使しなければなりません（期間が経過すると、遺留分減殺請求権は消滅する）。

正) ～をもつ相続人（遺留分権者）は、**遺留分侵害額の請求権**により、**遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求**することができます。～および**遺留分を侵害する贈与、遺贈**があったことを知ったとき～する前に**遺留分侵害額の請求権**を行使しなければなりません（期間が経過すると、**遺留分侵害額の請求権**は消滅する）。